

人事行政の運営等の状況について（平成30年度）

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

イ 採用者

区 分	H30.4.1 採用者数
行政職	10（7）人
労務職	0（0）人
合 計	10（7）人

（注）（ ）内は採用者数のうち任期付職員数です。

ロ 退職者

区 分	退職者数
行政職	8人
労務職	2人
合 計	10人

（注）平成30年4月1日から平成31年3月31日までに退職した職員数です。

(2) 職員数

平成30年4月1日現在の任命権者の条例定数及び職員数は次のとおりです。

区 分	条例定数	職員数
町長の事務部局の職員	214人	156人
議会の事務部局の職員	4人	3人
教育委員会の事務部局の職員	38人	33人
農業委員会の事務部局の職員	4人	4人
公営企業の企業職員	10人	7人
合 計	270人	203人

（注）1 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の数値です。

2 公営企業の企業職員数は、水道事業と下水道事業の職員数を合算した数値です。

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31. 3. 31 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 12,254	千円 17,247,392	千円 740,320	千円 1,500,472	% 8.7	% 8.2

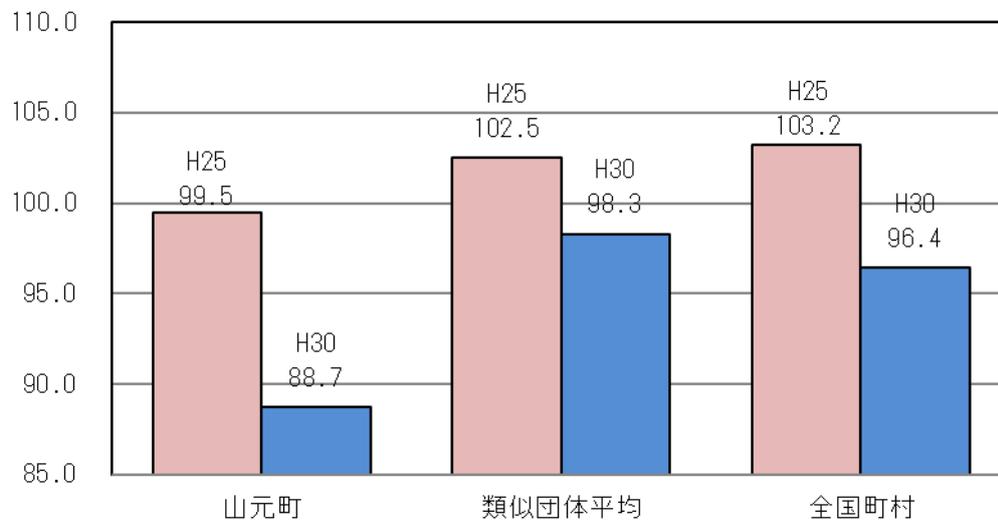
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人 187	千円 600,486	千円 198,927	千円 215,332	千円 1,014,745	千円 5,426

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山元町	42.7 歳	278,000 円	363,160 円	299,196 円
宮城県	42.2 歳	320,093 円	405,493 円	355,359 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.2 歳	302,156 円	350,816 円	325,145 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国)ベース	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
山元町	54.3 歳	16 人	245,900 円	261,238 円	250,188 円	—	—	—	—
うち学校 給食員	55.4 歳	4 人	223,300 円	235,775 円	229,175 円	調理師	44.0 歳	252,600 円	0.93
うち 用務員	53.9 歳	8 人	258,500 円	273,100 円	263,313 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.31
うち その他	54.1 歳	3 人	243,200 円	262,900 円	244,775 円	—	—	—	—
宮城県	51.9 歳	173 人	312,660 円	353,467 円	348,230 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	6 人	284,619 円	302,144 円	292,594 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山元町	—	—	—
うち学校給食員	3,525,100 円	3,328,100 円	1.06
うち用務員	4,349,400 円	2,808,700 円	1.55
うちその他	4,391,967 円	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27～29年の3ヶ年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(5) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		山元町	宮城県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	187,100 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	152,600 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	150,300 円	144,500 円
	中 学 卒	128,900 円	133,600 円	— 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

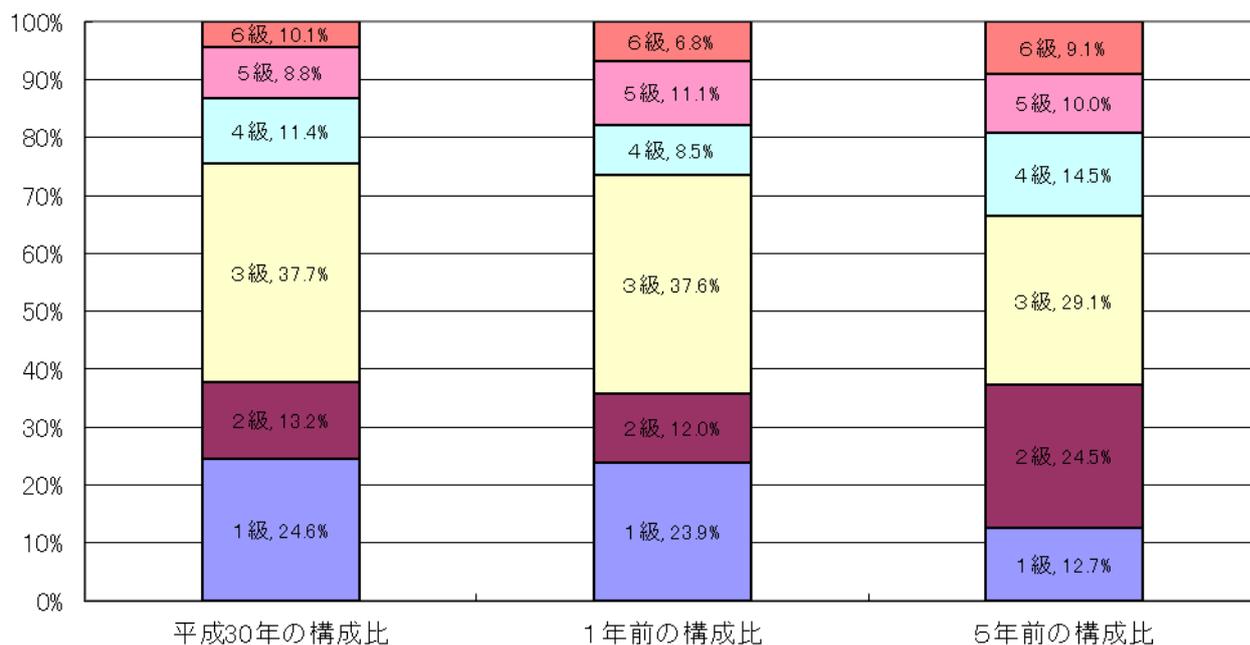
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	228,100 円	338,233 円	373,250 円
	高 校 卒	206,300 円	293,700 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	総務課長、課長、局長、室長、館長、理事	5 人	4.4%
5 級	会計管理者、課長、局長、所長、技術参事、参事、班長	10 人	8.8%
4 級	班長、副参事、技術副参事	13 人	11.4%
3 級	班長、主幹、主査、技術主査	43 人	37.7%
2 級	主事、技師	15 人	13.2%
1 級	主事	28 人	24.6%

(注) 1 山元町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。



(8) 期末手当・勤勉手当

山元町	宮城県	国
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,221千円	1人当たり平均支給額 (30年度) 1,761千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(9) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

山元町			宮城県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	1,327千円	8,433千円	1人当たり平均支給額	1,848千円	18,692千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(10) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		145千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		144,384円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	20%	0人	20%
多賀城市	10%	0人	10%
仙台市、富谷町	6%	1人	6%
名取市、利府町	3%	0人	3%

(1) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	193 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	10,157 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	10.4 %		
手当の種類（手当数）	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	感染症等が発生した場合作業に従事する職員		日額 500円
不快業務手当	行旅死病人取扱従事職員（死人）		1件 2,000円
用地交渉業務手当	用地交渉業務従事職員		日額 500円
滞納処分業務手当	町税の滞納処分業務従事職員		日額 500円

(2) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	65,757 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	410 千円
支給実績（平成29年度決算）	61,036 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	351 千円

（注）選挙及び災害に係る手当は含みません。

(13) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500 円 2 子 10,000 円 ※ 扶養親族である子のうち満16歳の年度始から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 3 配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円	同じ		15,665 千円	214,589 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+ (家賃-23,000円) ÷2 で、27,000円を限度	同じ		10,984 千円	28,619 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 定期券又は回数券の価額（最も経済的かつ合理的なもの）で、1箇月当たりの運賃等相当額は55,000円を限度に支給 2 自動車等の使用者 使用距離（片道）により2,000円から31,600円	同じ		20,497 千円	131,388 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給される手当 職名により46,300円から72,700円	同じ		14,376 千円	684,571 円

*上記金額は応援派遣職員の分も含む。

(14) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	828,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	627,000 円	846,000 円／520,000 円	
報 酬	議 長	311,000 円	354,000 円／247,000 円	
	副 議 長	261,000 円	306,000 円／193,000 円	
	議 員	251,000 円	288,000 円／175,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成30年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×44／100	17,487,360 円	任期毎
	副 町 長	給料月額×在職月数×26／100	7,824,960 円	任期毎
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成30年度）

7.75時間/日（休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38.75時間）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
1週間当たり38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

（注）勤務場所によっては、これと違った勤務体制をとっている場合があります。

(2) 休暇（平成30年度）

イ 年次有給休暇

職員には、原則として1年当たり20日の年次有給休暇が付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

平成30年1人当たり平均取得日数	9.9日
取得率（総取得日数/総付与日数）	27.2%

（注）派遣職員を除く職員の平均です。

ロ 病欠休暇

職員が負傷又は疾病のため、療養する必要があるときは、療養のため休暇を取得することができます。

取得人数（延べ人数）	69人
------------	-----

（注）平成30年度に連続7日以上有病欠休暇を取得した職員数（延べ人数）です。

ハ 特別休暇

結婚、出産、子の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

休暇の種類	休暇の内容	取得人数	取得日数
結婚休暇	結婚する場合（7日以内）	1人	7日
出産休暇	出産予定日前6週間、産後8週間	3人	285日
忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日～10日	36人	94日
夏季休暇	7月～9月の期間内に3日	257人	3.09日

（注）上記は特別休暇の主なものであり、取得人数は延べ人数で、応援派遣職員を含み、夏季休暇については一人あたりの平均取得日数としています。

(3) 育児休業（平成30年度）

育児休業制度は、3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで職員が申出た期間取得することができます。なお、育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末勤勉手当については、勤務しない期間に応じて減額されます。

区 分	育児休業取得者数
男性職員	2人
女性職員	3人
合 計	5人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

イ 分限処分（平成30年度）

分限処分とは、勤務実績不良の場合や、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
心身の故障の場合	—	—	2人	—	2人
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
職に必要な適格性を欠く場合	1人	—	—	—	1人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					

(注) 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

ロ 懲戒処分（平成30年度）

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人	1人	1人	—	3人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められています。

サービスの具体的内容	法の規定
サービスの宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成30年度）

研修区分		受講者数
一般研修 (階層別研修)	新規採用職員研修（町村会主催含む）	4人
	一般職員研修Ⅰ（採用後3年～7年）	5人
	一般職員研修Ⅱ（採用後8年～12年）	2人
	監督者研修Ⅰ（新任主査）	2人
	監督者研修Ⅱ（主査昇任5年程度）	3人
	管理者研修Ⅰ（班長級の職員）	1人
	管理者研修Ⅱ（新任課長）	1人
実務研修	管理者研修Ⅲ（現任課長）	3人
	契約事務研修	5人
	職員給与制度研修	1人
	財政担当職員研修	1人
	新任税務職員研修	1人
	選挙管理委員会事務局職員研修	1人
	研修担当職員研修	1人

(2) 職員の人事評価の状況

原則として全職員に対し、能力評価及び業績評価から成る人事評価を年2回（期中評価・期末評価）実施し、5段階の評価を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（平成30年度）

項目	受診者数
定期健康診断	182人
人間ドック	130人
脳ドック	25人
婦人科検診	43人

(注) 受診者は応援派遣職員を含み、検診結果に応じて事後指導を実施

(2) 職員の利益の保護（平成30年度）

区分	件数
職員の勤務条件に関する措置要求の状況	0件
職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況	0件

8 職員の退職管理の状況（平成30年度）

退職時に管理又は監督の地位（課長職及び参事職）にあった職員が営利企業などに再就職し、退職後2年間のうちに町に対して依頼等を行う場合は、地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定により、再就職者による依頼等の承認申請を提出することとしています。